



鳥取県公報

平成17年10月14日(金)
号外第155号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 (776) (管理課)	1
	建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 (2件) (777・778) (＃)	3

告 示

鳥取県告示第776号

平成16年鳥取県告示第878号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>1 入札参加資格</p> <p>入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直前審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあつては2年間、鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）及びとび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げるアンカー工に限る。）の場合にあつ</p>	<p>1 入札参加資格</p> <p>入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直前審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあつては2年間、鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）及びとび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工に限る。）</p>

ては5年間)又は当該審査基準日から入札参加資格の審査申請をする日(以下「申請日」という。)までの間に希望工種(造園工事にあっては別表の大区分、土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。)及びとび・土工・コンクリート工事(別表の中区分の欄に掲げる法面処理(別表の小区分の欄に掲げるアンカー工を除く。))に限る。)にあっては同表の中区分、その他の工種にあっては同表の最小区分による。)に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。

希 望 工 種	要 件
略	
とび・土工・コンクリート工事(別表の小区分の欄に掲げるアンカー工に限る。)	略
略	

(5)及び(6) 略

(7) 希望工種が次のアからケまでに掲げるもの(以下「特殊工事」という。)の場合にあっては、それぞれに定める要件をすべて満たしていること。

ア～ウ 略

エ とび・土工・コンクリート工事(別表の中区分の欄に掲げる法面処理(別表の小区分の欄に掲げる一般を除く。))に限る。)

(ア) 略

(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるアンカー工(鉄筋挿入工(ロータリーパーカッション掘削機(アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、出力が37キロワット以上で、削孔径90ミリメートル以上かつ削孔長7メートル以上の孔を開けることができるものをいう。以下同じ。))又はドリフタ(アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル(ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。))に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。以下同じ。))及びガイドセル、グラウトミキサ(アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。以下同じ。))並

の場合にあっては5年間)又は当該審査基準日から入札参加資格の審査申請をする日(以下「申請日」という。)までの間に希望工種(造園工事にあっては別表の大区分、土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。)及びとび・土工・コンクリート工事(別表の中区分の欄に掲げる法面処理(別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工を除く。))に限る。)にあっては同表の中区分、その他の工種にあっては同表の最小区分による。)に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。

希 望 工 種	要 件
略	
とび・土工・コンクリート工事(別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工に限る。)	略
略	

(5)及び(6) 略

(7) 希望工種が次のアからケまでに掲げるもの(以下「特殊工事」という。)の場合にあっては、それぞれに定める要件をすべて満たしていること。

ア～ウ 略

エ とび・土工・コンクリート工事(別表の小区分の欄に掲げる一般を除く。)

(ア) 略

(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工の場合にあっては、次に掲げる技術者を常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。

びにグラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。以下同じ。）を使用して施工するものに限る。）を除く。）の場合にあっては、次に掲げる技術者を常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。

a 及び b 略

(ウ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるアンカー工に該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときにあっては、県内に本店を有し、直前審査に係る審査基準日前1年間又は当該審査基準日から申請日までの間に別表の中区分の欄に掲げる法面処理に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

(エ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械（自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。）を備えていること。

希望工種	機 械
略	
アンカー工	a ロータリーパーカッション掘削機又はドリフタ及びガイドセル b グラウトミキサ c グラウトポンプ

オ～ケ 略

2～5 略

a 及び b 略

(ウ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工に該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときにあっては、県内に本店を有し、直前審査に係る審査基準日前1年間又は当該審査基準日から申請日までの間に別表の中区分の欄に掲げる法面処理に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

(エ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はグラウンドアンカー工に該当する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械（自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。）を備えていること。

希望工種	機 械
略	
グラウンドアンカー工	a ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいい、出力が37キロワット以上のものに限る。） b グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。） c グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）

オ～ケ 略

2～5 略

別表並びに様式第2号及び様式第7号中「グラウンドアンカー工」を「アンカー工」に改める。

鳥取県告示第777号

平成17年鳥取県告示第526号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次の

ように改正する。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前																
<p>1 入札参加資格</p> <p>入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直前審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあっては2年間、とび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げるアンカー工に限る。）及び鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあっては5年間）又は当該審査基準日から認定基準日までの間に希望工種（造園工事にあっては別表の大区分、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）及びとび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理（別表の小区分の欄に掲げるアンカー工を除く。）に限る。）にあっては同表の中区分、その他の工種にあっては同表の最小区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>希 望 工 種</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げるアンカー工に限る。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 希望工種が次のアからケまでに掲げるもの</p>	希 望 工 種	要 件	略		とび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げるアンカー工に限る。）	略	略		<p>1 入札参加資格</p> <p>入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直前審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあっては2年間、とび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工に限る。）及び鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあっては5年間）又は当該審査基準日から認定基準日までの間に希望工種（造園工事にあっては別表の大区分、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）及びとび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理（別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工を除く。）に限る。）にあっては同表の中区分、その他の工種にあっては同表の最小区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>希 望 工 種</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工に限る。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 希望工種が次のアからケまでに掲げるもの</p>	希 望 工 種	要 件	略		とび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工に限る。）	略	略	
希 望 工 種	要 件																
略																	
とび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げるアンカー工に限る。）	略																
略																	
希 望 工 種	要 件																
略																	
とび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工に限る。）	略																
略																	

(以下「特殊工事」という。)の場合にあっては、認定基準日以降継続してそれぞれに定める要件をすべて満たしていること。

ア～ウ 略

エ とび・土工・コンクリート工事 (別表の中区分の欄に掲げる法面処理 (別表の小区分の欄に掲げる一般を除く。)に限る。)

(ア) 略

(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるアンカー工 (鉄筋挿入工 (ロータリーパーカッション掘削機 (アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、出力が37キロワット以上で、削孔径90ミリメートル以上かつ削孔長7メートル以上の孔を開けることができるものをいう。以下同じ。))又はドリフタ (アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル (ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。))に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。以下同じ。))及びガイドセル、グラウトミキサ (アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。以下同じ。))並びにグラウトポンプ (アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。以下同じ。))を使用して施工するものに限る。)を除く。)の場合にあっては、次に掲げる技術者を常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。

a及びb 略

(ウ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるアンカー工に該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときにあっては、県内に本店を有し、直前審査に係る審査基準日前1年間又は当該審査基準日から認定基準日までの間に別表の中区分の欄に掲げる法面処理に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

(エ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械 (自ら保有し、又はリース契約により使用

(以下「特殊工事」という。)の場合にあっては、認定基準日以降継続してそれぞれに定める要件をすべて満たしていること。

ア～ウ 略

エ とび・土工・コンクリート工事 (別表の中区分の欄に掲げる法面処理 (別表の小区分の欄に掲げる一般を除く。)に限る。)

(ア) 略

(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工の場合にあっては、次に掲げる技術者を常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。

a及びb 略

(ウ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工に該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときにあっては、県内に本店を有し、直前審査に係る審査基準日前1年間又は当該審査基準日から認定基準日までの間に別表の中区分の欄に掲げる法面処理に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

(エ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はグラウンドアンカー工に該当する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械 (自ら保有し、又はリース契約

するものに限る。)を備えていること。

希望工種	機 械
略	
アンカー工	a <u>ロータリーパーカッション掘削機又はドリフタ及びガイドセル</u>
	b <u>グラウトミキサ</u>
	c <u>グラウトポンプ</u>

オ～ケ 略

2～5 略

により使用するものに限る。)を備えていること。

希望工種	機 械
略	
グラウンドアンカー工	a <u>ロータリーパーカッション掘削機 (アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいい、出力が37キロワット以上のものに限る。)</u>
	b <u>グラウトミキサ (アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。)</u>
	c <u>グラウトポンプ (アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。)</u>

オ～ケ 略

2～5 略

別表並びに様式第2号及び様式第7号中「グラウンドアンカー工」を「アンカー工」に改める。

鳥取県告示第778号

平成17年鳥取県告示第527号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正する。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>1 入札参加資格</p> <p>入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直前審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあっては2年間、とび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げ</p>	<p>1 入札参加資格</p> <p>入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 直前審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあっては2年間、とび・土工・コンクリート工事（別表の小区分の欄に掲げ</p>

るアンカー工に限る。)及び鋼構造物工事(別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。)の場合にあっては5年間)又は当該審査基準日から入札参加資格の審査申請をする日(以下「申請日」という。)までの間に希望工種(造園工事にあっては別表の大区分、土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。)及びとび・土工・コンクリート工事(別表の中区分の欄に掲げる法面処理(別表の小区分の欄に掲げるアンカー工を除く。)に限る。)にあっては同表の中区分、その他の工種にあっては同表の最小区分による。)に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。

希 望 工 種	要 件
略	
とび・土工・コンクリート工事(別表の小区分の欄に掲げるアンカー工に限る。)	略
略	

(5)及び(6) 略

(7) 希望工種が次のアからケまでに掲げるもの(以下「特殊工事」という。)の場合にあっては、それぞれに定める要件をすべて満たしていること。

ア～ウ 略

エ とび・土工・コンクリート工事(別表の中区分の欄に掲げる法面処理(別表の小区分の欄に掲げる一般を除く。)に限る。)

(ア) 略

(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるアンカー工(鉄筋挿入工(ロータリーパーカッション掘削機(アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、出力が37キロワット以上で、削孔径90ミリメートル以上かつ削孔長7メートル以上の孔を開けることができるものをいう。以下同じ。))又はドリフタ(アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル(ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。))に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。以下同じ。)及びガイドセル、グラウトミキサ

るグラウンドアンカー工に限る。)及び鋼構造物工事(別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。)の場合にあっては5年間)又は当該審査基準日から入札参加資格の審査申請をする日(以下「申請日」という。)までの間に希望工種(造園工事にあっては別表の大区分、土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。)及びとび・土工・コンクリート工事(別表の中区分の欄に掲げる法面処理(別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工を除く。)に限る。)にあっては同表の中区分、その他の工種にあっては同表の最小区分による。)に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。

希 望 工 種	要 件
略	
とび・土工・コンクリート工事(別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工に限る。)	略
略	

(5)及び(6) 略

(7) 希望工種が次のアからケまでに掲げるもの(以下「特殊工事」という。)の場合にあっては、それぞれに定める要件をすべて満たしていること。

ア～ウ 略

エ とび・土工・コンクリート工事(別表の中区分の欄に掲げる法面処理(別表の小区分の欄に掲げる一般を除く。)に限る。)

(ア) 略

(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工の場合にあっては、次に掲げる技術者を常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。

(アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。以下同じ。)並びにグラウトポンプ(アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。以下同じ。)を使用して施工するものに限る。)を除く。)の場合にあっては、次に掲げる技術者を常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。

a及びb 略

(ウ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるアンカー工に該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときにあっては、県内に本店を有し、直前審査に係る審査基準日前1年間又は当該審査基準日から申請日までの間に別表の中区分の欄に掲げる法面処理に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

(エ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械(自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。)を備えていること。

希望工種	機 械
略	
アンカー工	a ロータリーパーカッション掘削機又はドリフト及びガイドセル b グラウトミキサ c グラウトポンプ

オ～ケ 略

2～5 略

a及びb 略

(ウ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げるグラウンドアンカー工に該当する場合で、(4)の本文の要件に該当しないときにあっては、県内に本店を有し、直前審査に係る審査基準日前1年間又は当該審査基準日から申請日までの間に別表の中区分の欄に掲げる法面処理に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

(エ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はグラウンドアンカー工に該当する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械(自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。)を備えていること。

希望工種	機 械
略	
グラウンドアンカー工	a ロータリーパーカッション掘削機(アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいい、出力が37キロワット以上のものに限る。) b グラウトミキサ(アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。) c グラウトポンプ(アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。)

オ～ケ 略

2～5 略

別表並びに様式第2号及び様式第7号中「グラウンドアンカー工」を「アンカー工」に改める。